

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区安佐町大字毛木六八三番地、六八四番地合併、最後の住所広島市安佐南区上安四丁目三四番一〇号

被相続人 亡 吉川 和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

広島市西区古江西町三番一〇号

相続財産清算人 司法書士 藤永 雄治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市西区草津浜町一四番、最後の住所広島市佐伯区三宅町三八五番地一 四一五号

被相続人 亡 高田美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月一日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

広島市中区八丁堀二番三一号湧池ビル九階

弁護士法人広島みらい法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森井 基嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県須崎市浦ノ内塩間二四番地、最後の住所高知県須崎市浦ノ内塩間二四番地

被相続人 亡 富永 和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

事務所高知市桜馬場八番一五号

相続財産清算人 司法書士 山崎 勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市吉井町橋口二九六番地、最後の住所長崎県佐世保市吉井町前岳二二六番地二

被相続人 亡 宮下ゆう子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

長崎県平戸市田平町山内免三七八番地二

相続財産清算人 小林 洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市西別府町二七九四番地一二五、最後の住所鹿児島県鹿児島市西別府町二七九四番地一二五 サニーヒル大峯台A棟二〇一号 被相続人 亡 吉村 誠
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

鹿児島県鹿児島市加治屋町一五番二〇号肝付ビル二階 なかま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中間 貴志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県糸満市字喜屋武三三四番地、最後の住所沖縄県糸満市字喜屋武三三四番地の二

被相続人 亡 幸地 安雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十九日

沖縄県浦添市伊祖二丁目二番二号 明幸ビル二〇一号 相続財産清算人 雪野 聖也

所有者不明土地及び建物管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項及び第十六項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 鹿児島市中央町一番一四

対象建物 鹿児島市中央町一番地一四

二 供託所 鹿児島地方裁判所

三 供託番号 令和八年度金第二五一号

(一) 対象土地 令和八年度金第二五一号

四 供託金額 二、〇八〇、六五一円

(二) 対象建物 〇円

五 裁判所 鹿児島地方裁判所

六 事件名 所有者不明土地及び建物管理命令申立事件

七 事件番号 令和六年(チ)第四号

令和八年七月二十九日

鹿児島市山下町七一五平和ビル三〇四号

室 岩本総合法律事務所

所有者不明土地及び建物管理人 弁護士 岩本 研

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、承知下さい。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和八年七月29日

記

[掲載順序]

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①野村不動産株式会社 ②国土交通大臣(4)370 ③代表取締役 松尾大作 ④東京都港区芝浦一丁目1番1号 廃止した従たる事務所 東京都渋谷区猿樂町29-1 ⑤500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都港区芝浦一丁目1番1号 野村不動産株式会社 代表取締役 松尾大作

①有田会社ノナカビル ②東京都知事(0)45025 ③久保田えみ子 ④東京都渋谷区道玄坂1丁目18番2号 ⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都渋谷区道玄坂1丁目18番2号 有田会社ノナカビル 久保田えみ子

①株式会社KPMG FAS ②東京都知事(1)108191 ③代表取締役 岡田光 ④東京都千代田区大手町一丁目9番5号 ⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都千代田区大手町一丁目9番5号 株式会社KPMG FAS 代表取締役 澄川徹

①ジャパンジオグラフィック ②東京都知事(1)109038 ③瀧山幸伸 ④東京都文京区千石1-1-16 ⑤1000万円 ⑥東京都知事 ⑦東京都文京区千石1-1-16 ジャパンジオグラフィック 瀧山幸伸

令和八年七月二十九日

墳墓等所在地 広島県安芸郡海田町海田市字飯ノ山二三八七-二

墳墓等の名称 植木家の墓

一 死亡者の本籍及び氏名 ①不詳一基 ②不詳一基 ③不詳一基 ④本籍不詳 植木源兵衛直

義 ⑤植木新治朗直格妻 全て不詳 ⑥本籍不詳 植木新助直行 ⑦本籍不詳 植木奎之助直

道 ⑧植木新助直行妻 全て不詳 ⑨不詳一基 ⑩不詳一基 ⑪不詳一基 ⑫本籍不詳 植木

新治郎直格

一 改葬を行うとする者 広島県廿日市市天神五番七号 宗像 文恵 連絡先〇八二九一三二一八八二